

令和 3 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

令和 3 年度事業の基本的考え方

令和 2 年 2 月に本会が策定した「全社協 福祉ビジョン 2020」は、福祉関係者がめざす社会を「ともに生きる豊かな地域社会」とし、令和 2 (2020) 年度を始期とするむこう 10 年間の福祉関係者共通の取り組みの羅針盤として提示したものである。この「ともに生きる豊かな地域社会」とは、国がその実現をめざす「地域共生社会」、国連が掲げる SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」につながるものである。そして、この「福祉ビジョン」の実現に向けた本会自身の取り組みについては、「全社協 行動方針」(重点 7 項目)として策定(9月)したところであり、今後、その取り組みを推進していく。

一方、新型コロナウイルス感染の急増による経済・社会への影響はきわめて甚大であり、未だその収束が見通せない状況にある。社会福祉分野への影響も大きく、令和 3 年度に向けては「with コロナ」、「after コロナ」の社会福祉実践の取り組みを具体化していく必要がある。

さらに、新型コロナウイルスの影響は、本会の事業や財政についても同様に厳しく影響を及ぼした。そのため、令和 3 年度からの 3 年間を取り組み期間とする本会中期経営計画においては、こうした情勢を踏まえ、事業の着実な実施とともに、安定的な法人経営を可能とするための財政、事務局機構等のあり方について検討し、具体的な見直しを進めていくこととしている。

令和 3 年度、本会においては「福祉ビジョン」を踏まえた「行動方針」に掲げる 7 項目を取り組みの重点として事業展開を図るものとし、その推進にあたっては、本会構成組織である社会福祉協議会(以下、「社協」)、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等と一層の連携・協働を図るとともに、保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO・ボランティア等の多様な組織・関係者との重層的かつ効果的な連携を図ることとする。

重点事業の概要

1. 「福祉ビジョン 2020」の推進を図ります

「福祉ビジョン」は、全国の福祉関係者による取り組みの羅針盤として提示したものであり、そのなかで示した事項を実現していくためには、本会を構成する各組織が「ビジョン」を踏まえた「行動方針」をそれぞれに策定し、実践活動を展開していくことが重要となる。

そのため、まずは本会各構成組織に対し、「福祉ビジョン」に基づく「行動方針」の策定を働きかけるとともに、構成組織以外の幅広い組織、団体等に対しても「福祉ビジョン」の普及・啓発を図り、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに向けた取り組みを推進する。

また、「福祉ビジョン」の実現には、時代の変化にあわせた社会保障・社会福祉諸制度の見直しが必要であり、コロナ禍において顕在化した新たな地域生活課題や生活困窮課題への対応を含め、国の制度・予算の改善と確保について検討を行い、要望活動等を通じてその実現を図る。

【目標】

- ・本会各構成組織すべてにおける「行動方針」策定と着実な推進

(1) 「全社協 福祉ビジョン 2020」の推進

- ① 「全社協 福祉ビジョン 2020」の本会構成組織（社協・種別協議会等）および幅広い関係者・団体への普及・啓発に基づく取り組みの推進
- ② 各構成組織における「行動方針」の策定に向けた働きかけ
- ③ 「福祉ビジョン 21世紀セミナー」の開催

(2) 社会保障・社会福祉制度の拡充に向けた提言・要望活動の実施

- ① 政策委員会による調査研究・提言・要望活動
 - ・ コロナ禍において顕在化した地域生活課題を踏まえた制度・予算に関する要望活動の実施
 - ・ 政策委員会テーマ別検討会「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」における検討、提言のとりまとめ
- ② 令和3年度介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定に関する情報提供、改定による影響等の検証、今後の報酬体系のあり方等についての検討

- ③保育の「質の向上」に向けた保育のあり方、人口減少地域における保育の継続のための方策等についての検討と提言
- ④「全社協 福祉懇談会」（令和 3 年 10 月）の開催

2. 地域共生社会の実現に向け、多様な実践を図ります

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備を目的とした改正社会福祉法が令和 3 年 4 月に一部施行となる。そうしたなかにあって、地域住民の多様な地域生活課題に対応するため、社協が福祉組織・関係者の「連携・協働の場」としての役割・機能を果たすべく、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、老人クラブ、住民組織および共同募金運動等との連携・協働をさらに進め、ともに生きる豊かな地域社会をめざす取り組みを展開する。

また、社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働による「地域における公益的な取組」のすべての社会福祉法人での実施を図るとともに、今後の社会福祉法人の事業展開策および社会福祉連携推進法人制度への対応について経営協を中心に全社協を構成する種別協議会との連携により取り組む。

生活福祉資金貸付制度については、新型コロナ対応の特例貸付への対応とともに、この特例貸付を含めこの間明らかになった課題を踏まえ、今後の制度のあり方検討を行う。また、福祉医療機構が実施している年金担保貸付事業廃止（令和 3 年度末）後の低所得高齢者の資金ニーズへの対応について、厚生労働省との調整を図り、令和 4 年度に向け必要な準備を進める。

【 目 標 】

- ・市町村における重層的支援体制整備事業に関する社協の積極的関与
- ・「地域における公益的な取組」のすべての社協、社会福祉法人・福祉施設での実施と現況報告書への記載率 100%の実現

(1) 社協が多様な組織・関係者の「連携・協働の場」になるための働きかけ、環境整備

- ①重層的支援体制整備事業の実施状況把握と社協の役割等についての情報発信
- ②「社協・生活支援活動強化方針」に基づく市区町村社協の事業充実への支援
- ③社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働による「地域における公益的な取組」の推進
- ④「地域における公益的な取組」のすべての社協、社会福祉法人・福祉施設における

現況報告書への記載の周知徹底

- ⑤社協と社会福祉法人・福祉施設の連携による地域を基盤としたソーシャルワーカー（CSW）の養成

（２）社会福祉法人制度やその事業展開についての提示

- ①2040年を見据えた社会福祉法人の事業展開策検討、提示
- ②社会福祉連携推進法人制度創設に向けた対応

（３）社会福祉法人・福祉施設による地域生活課題への取り組み

- ①社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働による「地域における公益的な取組」の推進（再掲）
- ②社会福祉法人・福祉施設等における生活困窮者支援などの取り組み推進
- ③社会福祉法人におけるSDGsに関する取り組みの推進

（４）民生委員・児童委員活動の環境整備、民児協活動の強化

- ①「単位民児協版活動強化方策」策定促進への働きかけと「全民児連 行動指針」の策定・普及
- ②今後の民生委員・児童委員の職務や行政協力活動の整理と、働きながら活動ができる環境づくり等の検討
- ③民生委員・児童委員、民児協活動認知度アップに向けた積極的な広報活動
・ AC ジャパンの広告活動を活用した広報

（５）生活福祉資金貸付制度の推進

- ①今後の生活福祉資金貸付事業のあり方検討（コロナ特例貸付等を踏まえて）
- ②年金担保貸付事業廃止（令和3年度末）後の低所得高齢者への貸付のあり方についての検討と必要な体制整備
- ③市区町村社協における貸付相談、借受人支援のための体制整備（事務費の確保）

（６）国際交流・支援活動の推進

- ①アジア各国との民間社会福祉交流・支援事業の実施
 - ・ アジア社会福祉従事者研修事業の令和4年度の再開に向けた準備
 - ・ アジア「修了生福祉活動助成事業」の実施
 - ・ 国際交流・支援活動の充実、情報発信への取り組み
- ②アジア各国との連携・相互理解の促進
 - ・ 国際社会福祉協議会・北東アジア地域会議（日本主催）の開催

3. 福祉を支える人材の確保、育成、定着を図ります

少子高齢化がさらに進み、労働力人口が減少する 2030 年に向けては、質の高い福祉サービスの提供に不可欠な人材の確保・育成・定着を図ることが極めて重要な課題となっている。そのため、令和 2 年度に政策委員会が策定した「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の取組方策 2021」の普及と取り組みの推進を図る。

とくに、社協や福祉施設における職員体制の強化に向けた要望活動を行い、その実現に取り組む。

また、令和元年度に中央福祉人材センターがとりまとめた「活動指針」に基づく都道府県福祉人材センター等の職業紹介事業等の取り組み強化を働きかけるとともに、社協や社会福祉法人・福祉施設における働き方改革への着実な対応の支援、さらには、女性・高齢者・障害者等の多様な人材をターゲットとした福祉分野での就業促進の強化を図る。

【目標】

- ・ 都道府県・市町村社協職員（福祉活動専門員、福祉活動指導員等）の体制強化
- ・ 福祉施設の職員配置基準充実
- ・ 多様な人材の確保と働きやすい職場づくりの推進による定着率の向上
- ・ 福祉人材情報システム改修の確実な実施による職業紹介機能の拡充

（1）社協、社会福祉法人・福祉施設の職員体制強化

- ① 「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着の取組方策 2021」の普及と取り組みの推進
- ② 福祉活動専門員、福祉活動指導員の配置強化に向けた実態把握、要望活動の実施
- ③ 福祉施設の高機能化・多機能化等を実現するための職員配置の実現

（2）多様な人材の確保に向けた取り組み

- ① 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」に基づく人材センター機能強化への働きかけと支援
- ② Web 環境を活用した職業紹介機能の拡充を含む「福祉人材情報システム」の改修
- ③ 女性・高齢者・障害者等の多様な人材の確保に向けた取り組み
 - ・ 「多様な人材の活用に向けた事業所の採用活動の展開についての調査研究事業」報告書を踏まえた取り組みの推進
 - ・ 外国人介護人材の円滑な確保に向けた情報プラットフォーム（Web サイト）の活用促進、受入体制の整備

- ④働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進
 - ・ 社会福祉法人における働き方改革への着実な対応と離職防止への取り組み支援
 - ・ 処遇改善や経験に応じたキャリアアップの仕組みの導入に向けた取り組み支援
- ⑤「福祉教育推進員」の養成による福祉教育の推進体制強化、地域での活動を担う人材のすそ野拡大

(3) 福祉人材の育成・定着に資する研修事業の企画・実施

- ①中央福祉学院研修事業の充実
 - ・ 研修プログラムの見直し、映像配信型研修の新設等
- ②福祉職員キャリアパス対応生涯研修事業の推進
- ③「ふくし未来塾」(仮称)の開講

(4) 福祉の職場の魅力向上と発信

- ①ホームページ等を通じた福祉の仕事の魅力ややりがいの発信

4. 福祉サービスの質と効率性の向上を図ります

認知症高齢者の増加等により、地域において福祉的な支援を必要とする人びとを適切なサービスにつなげていくことが重要となっている。

とくに、社協においては、日常生活自立支援事業と成年後見制度の効果的な連携や、一体的運営の重要性が増している。日常生活自立支援事業については、その利用促進とともに、前提となる事業実施体制の改善のための提言・要望と関係事業費の財源の確保を働きかける。また、本会地域福祉推進委員会が策定した「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」を踏まえ、社協による中核機関の受託の推進や支援会議、地域連携ネットワークへの積極的な参加など、市町村を主体とする総合的な権利擁護・相談支援体制の確立に向けた取り組みを推進する。

また、社会福祉施設協議会連絡会、各種別協及び関係組織との連携のもと、第三者評価の受審促進並びに苦情解決の取り組みの推進を図るとともに、福祉現場における ICT の活用を推進する。

【 目 標 】

- ・ 日常生活自立支援事業の予算拡充、法人後見等実施社協数の増
- ・ 福祉施設・事業所における第三者評価受審率の向上
- ・ 施設内虐待ゼロの実現
- ・ 福祉現場における ICT 化の推進に向けた財政支援の拡充

(1) 地域における総合的な権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業、成年後見制度の拡充

- ・ 日常生活自立支援事業の実施主体のあり方に関する検討、財源確保、事業運営体制の強化に向けた実態把握、課題整理と国等への改善の働きかけ
- ・ 市町村中核機関等からの相談に対応する全国相談窓口（K-ねっと）の運営

②高齢者・障害者・児童等に関する虐待の防止

- ・ 「権利擁護・虐待防止セミナー」の開催
- ・ 「障害者虐待防止のためのガイドブック」の改訂

(2) 福祉サービスの質の向上等に向けた取り組み

①第三者評価事業全国推進組織としての取り組み

- ・ 「第三者評価事業のあり方に関する調査研究」（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会が令和2年度に実施）等を踏まえた今後の第三者評価事業の見直し検討
- ・ 社会的養護関係施設第三者評価基準の見直し

②都道府県運営適正化委員会の活動支援

- ・ 「運営適正化委員会事務局の実務」（令和元年度発行）の普及、活用促進

(3) 福祉サービス提供手法の改善、効率化の促進

- ### ①社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員活動等、福祉現場における福祉機器、ICTの活用によるサービスの向上と効率化の両立

5. 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を図ります

社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働をさらに進め、地域のさまざまな福祉課題解決に向けたネットワークの中心となっていくために、その組織・財政基盤の強化のための支援と事業や活動の可視化への取り組みを進める。

とくに、社協の社会的信頼の失墜につながる不祥事の発生を未然に防ぐべく、内部牽制機能の強化とともに、経営分析に基づく経営改善支援や中・長期計画の策定促進、ガバナンス強化への取り組みを推進する。

令和3年度介護・障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、福祉施設・事業所等の経営への影響把握と分析を行うとともに、現行の報酬体系等の基本課題についてあらためて整理を行う。

【目標】

- ・社協におけるガバナンス、適正運営の実現（不祥事ゼロ）
- ・施設経営法人における中期経営計画の策定率の向上

（１）都道府県・指定都市社協、市区町村社協の経営基盤とガバナンスの強化

- ①福祉活動専門員、福祉活動指導員の配置強化に向けた実態把握、要望活動の実施（再掲）
- ②「社協・発展強化計画策定の手引き」（改定版）の普及と、経営改善・経営強化の好事例の収集・発信
- ③内部牽制機能の強化への働きかけ、金銭等の取り扱い等に関わる不祥事の防止

（２）社会福祉法人・福祉施設における経営改善等の取り組み支援

- ①社会福祉法人の事業展開等に向けた指針（多角化・多機能化、合併）の策定、社会福祉連携推進法人の制度化（令和４年度）に向けた対応
- ②「経営分析・改善支援事業」（仮称）の創設とモデル事業の実施
- ③未来志向の法人経営に向けた中期経営計画の普及と策定支援

（３）令和３年度介護・障害福祉サービス等報酬改定の影響把握と報酬体系に関する基本的な課題整理・検討

- ①令和３年度介護・障害福祉サービス等報酬改定による影響の実態把握と報酬体系に関する基本的な課題整理・検討
- ②施設種別ごとの報酬改定の影響等の共有、次期報酬改定に向けた課題の整理・共有

6. 災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時から体制整備を図ります

まさに災害というべき新型コロナウイルス感染症の収束がみえず、雇用・経済情勢が依然厳しい状況にあるなか、社会福祉の現場においても事業面、経営面で大きな影響が生じており、引き続き、本会として現場支援の取り組みを進める。

他方、大規模かつ広域的な災害も頻発しているが、本会では、「災害時福祉支援活動に関する検討会」による提言（令和元年９月）を踏まえ、災害救助法等災害関連法制への「福祉」の位置づけや公費負担の明確化、「災害福祉支援センター（仮称）」の設置等に向けた取り組みを進めてきた。令和２年度においては、災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務にかかる社協等職員の人件費の一部や旅費が災

害救助費の対象とされたところであり、本年度においても引き続き提言の実現に向けて取り組みを進める。

あわせて、平時からの体制整備を進めるために、災害ボランティア活動に関する人材養成、幅広い福祉関係者による「災害福祉支援ネットワーク」構築と「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化、構成員の拡大等に向けて引き続き取り組みを推進する。

【目標】

- ・ 全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築および DWAT の組織化
- ・ 災害法制（災害救助法等）における福祉支援の明確化
- ・ 国庫補助を活用した災害ボランティアセンター設置運営研修の全国での実施

（１）新型コロナウイルス感染症への対応

①新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金特例貸付への対応

※償還免除を含む債権管理業務のためのシステム開発

②福祉施設・事業所の事業継続のための要望活動等

③コロナ禍において顕在化した地域生活課題への取り組みの推進、制度・予算に関する要望活動の実施

（２）災害時福祉支援活動強化に関する提言内容の実現に向けた取り組み

①災害救助法、災害対策基本法等における福祉支援の法定化への働きかけ

②平時および発災後の活動に関する財政基盤の確立

（３）大規模災害に備える平時からの体制整備の促進

①本会が提案する「災害福祉支援活動センター（仮称）」の具体化に向けた課題別検討

・ 都道府県災害福祉支援センター（仮称）の役割、広域応援職員派遣の仕組み、災害福祉支援専門員（仮称）のあり方等の検討・提示

・ 被災地での支援活動に係る関係者間の情報共有体制の検討

②災害ボランティア活動に関する体制整備の推進

・ 「社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方」（平成 25 年 3 月）の改定

・ 都道府県および市区町村の各段階における災害ボランティアセンター運営の中核となる人材の養成に関する研修プログラムの開発・普及

③災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チーム（DWAT）の組織化、構成員登録の推進

(4) 発災時における福祉支援活動の展開

- ①都道府県および市区町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- ②社協の全国ネットワークを活かした応援職員の広域派遣調整の実施

(5) 東日本大震災 10 年の総括

7. 福祉のナショナルセンターとしての組織運営を図ります

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、国民の社会福祉や福祉関係者の活動に関する理解を促進するために、広く社会に対して情報発信を行う。

また、本会が福祉のナショナルセンターとしての機能を十分に発揮できるよう、組織運営の活性化、財政基盤の安定化に努める。そのため、令和3年度からの3年間を取り組み期間とする中期経営計画に基づく組織の見直し、財政の改善等に着実に取り組む。

【 目 標 】

- ・ 新霞が関ビルの維持管理に関する基本方針の策定
- ・ 各事業の収益性向上と効果的・効率的な事業執行の実現

(1) 中期経営計画に基づく事業推進と組織体制の強化

- ①第三期中期経営計画に基づく取り組みの実施
 - ・ 「全社協福祉ビジョン 2020」「全社協 行動方針」に基づく事業推進
 - ・ 財政の改善に向けた収支構造改善への取り組み
 - ・ 新霞が関ビルの維持管理方針の策定と改修工事等の着実な実施による良質な環境維持
 - ・ 事業推進組織（委員会等）および事務局機構の見直し
- ②本会（霞が関事務所、ロフォス湘南・中央福祉学院）災害対策の強化

(2) 広報事業の充実・強化

- ①「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に向けた情報発信の強化
 - ・ 「全社協 Action Report」の発行、全社協ホームページの充実
 - ・ 「全社協 福祉ビジョン 2020」に基づく実践の発信

(3) 出版事業の充実

①参考図書、月刊誌等の刊行

- ・ 本会構成組織との連携に基づく実践に資する新刊図書の発行
- ・ 「ふれあいケア」の休刊に伴う新たな介護分野の図書（シリーズ）の刊行
- ・ 電子書籍化の推進

②販売促進

- ・ 「学習双書」（全面改訂版）の養成校等への販売促進強化
- ・ インターネットサイト等を活用した販売チャネルの拡大